

国立研究開発法人物質・材料研究機構 決裁権限規程

平成23年4月27日
23規程第16号

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人物質・材料研究機構（以下「機構」という。）の業務を行うにあたって、決裁を要する事項につき、その決裁権者を定め、もって業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 各々の文書について、承認を経るべき最終責任者の承認を得ることをいう
- (2) 決裁権者 決裁権限を有する者をいう
- (3) 代理決裁権者 決裁権者に代わって決裁する権限を有する者をいう
- (4) 名義者 決裁事項の区分に応じ、文書を発出する名義となる者をいう
- (5) 専決 別表第1、第2の備考欄中、「専決」とあるものについては、名義者に代わって決裁権者欄に指定された者が決裁することをいう
- (6) 一般権限 同等の管理職が共通に有する権限をいう
- (7) 固有権限 管理職が個別に有する権限をいう

(決裁権者)

第3条 一般権限及び固有権限の決裁権者は、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるとおりとする。

(固有権限の優先)

第4条 固有権限は、一般権限に優先するものとする。

(代理決裁)

第5条 決裁権者が、欠員又は事故その他の事由によって決裁ができないときは、直近下位の職にある者又は理事長が別に指定する者が当該決裁権者に代わって決裁するものとする。

- 2 前項の規定により決裁した者は、事後すみやかにその処理事項について、決裁権者に報告しなければならない。

(重要又は異例な事項の決裁)

第6条 決裁権者（理事長を除く。）及び代理決裁権者は、その権限に属する事項のうち極めて重要又は異例なものについては、上位の職にある者の決裁を受けなければならない。

(合議)

第7条 決裁権者は、決裁を行う事項が他の部署の所掌業務に関係のある場合には、当該関係部署に合議するものとする。

(類推規定)

第8条 別表に定めのない事項であって決裁権者を容易に類推、判断できる事項については、別表の定めに従って処理する。

2 別表に定めのない事項であって決裁権者を容易に類推、判断できない事項については、理事長の決裁を得なければならない。

附 則

1. この規程は、平成23年4月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

2. 独立行政法人物質・材料研究機構決裁権限規程（平成13年4月2日 13規程第3号）は、廃止する。

附 則（平成23年6月22日 23規程第78号）

この規程は、平成23年6月22日から施行する。

附 則（平成23年10月25日 23規程第83号）

この規程は、平成23年10月25日から施行する。

附 則（平成24年1月10日 24規程第1号）

この規程は、平成24年1月10日から施行する。

附 則（平成24年7月31日 24規程第50号）

この規程は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成24年11月27日 24規程第74号）

この規程は、平成24年11月27日から施行する。

附 則（平成25年3月26日 25規程第12号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月16日 26規程第29号）

この規程は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成26年9月24日 26規程第33号）

この規程は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年10月21日 26規程第55号）

この規程は、平成26年10月21日から施行する。

附 則（平成27年3月24日 27規程第15号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月24日 28規程第93号）

この規程は、平成28年5月24日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月28日 29規程第17号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月23日 29規程第35号）

この規程は、平成29年5月23日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年9月5日 29規程第49号）

この規程は、平成29年9月5日に施行する。

附 則（平成29年11月28日 29規程第54号）

この規程は、平成29年11月28日から施行し、平成29年11月1日から適用する。

附 則（平成30年3月27日 30規程第14号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月24日 30規程第28号）

この規程は、平成３０年４月２４日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年 ６月２０日 ３０規程第３５号）

この規程は、平成３０年６月２０日から施行する。

附 則（平成３０年 ７月２５日 ３０規程第３８号）

この規程は、平成３０年７月２５日から施行する。

附 則（平成３０年１２月１２日 ３０規程第５６号）

この規程は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則（平成３１年 ２月２６日 ２０１９規程第３号）

この規程は、平成３１年２月２６日から施行する。

附 則（平成３１年 ３月１２日 ２０１９規程第８号）

この規程は、平成３１年３月１２日から施行する。

附 則（平成３１年 ３月１２日 ２０１９規程第１０号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年 ３月２６日 ２０１９規程第３２号）

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年 ８月６日 ２０１９規程第４３号）

この規程は、令和元年８月６日から施行する。

附 則（令和元年１０月１５日 ２０１９規程第６５号）

この規程は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則（令和２年３月１０日 ２０２０規程第１３号）

この規程は、令和２年３月１０日に施行する。

附 則（令和２年３月１０日 ２０２０規程第１７号）

この規程は、令和２年３月１０日から施行する。

附 則（令和２年３月１０日 ２０２０規程第１９号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月１０日 ２０２０規程第２３号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年３月２４日 ２０２０規程第２７号）

この規程は、令和２年４月１日に施行する。

附 則（令和２年１０月２７日 ２０２０規程第５７号）

この規程は、令和２年１０月２７日から施行する。

附 則（令和２年１１月２４日 ２０２０規程第６１号）

この規程は、令和２年１２月１日から施行する。

附 則（令和３年３月１５日 ２０２１規程第２号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年３月２３日 ２０２１規程第２４号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和３年８月２４日 ２０２１規程第７５号）

この規程は、令和３年９月１日から施行する。

附 則（令和３年１１月３０日 ２０２１規程第８２号）

この規程は、令和３年１２月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２２日 ２０２２規程第１号）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年８月２３日 ２０２２規程第４２号）

この規程は、令和４年９月１日から施行する。

附 則（令和４年１０月２５日 ２０２２規程第６０号）

この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附 則（令和４年１２月２７日 ２０２２規程第６８号）

この規程は、令和５年１月１７日から施行する。

附 則（令和５年２月２８日 ２０２３規程第２０号）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月２５日 ２０２３規程第９９号）

この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附 則（令和５年８月２９日 ２０２３規程第１０５号）

この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附 則（令和６年３月１２日 ２０２４規程第１３号）

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和６年４月２３日 ２０２４規程第２１号）

この規程は、令和６年４月２３日から施行する。

附 則（令和６年６月１１日 ２０２４規程第３１号）

この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附則（令和６年１２月２４日 ２０２４規程第５３号）

この規程は、令和６年１２月２４日から施行する。

附則（令和７年２月１８日 ２０２５規程第３号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附則（令和７年３月１１日 ２０２５規程第２６号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附則（令和７年３月１８日 ２０２５規程第７２号）

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

別表第１ 一般権限

決裁事項		決裁権者						名義者	備考
		室長等	グループリーダー等	分野長、プラットフォーム長	センター長、部門長	理事	理事長		
主務省に対する許認可及び承認申請並びに法令等に基づく許認可及び承認申請							○	理事長	
主務省に対する通知、報告及び届出	1. 重要なもの					○		理事長	専決
	2. 上記以外のもの				○			理事長	専決
法令等に基づく通知、報告及び届出 (主務省に対するものを除く。)	1. 重要なもの					○		理事長	専決
	2. 上記以外のもの				○			理事長	専決
他機関への協議、依頼等	1. 重要なもの					○		理事長	専決
	2. 上記以外のもの				○			他機関の求めによる	上記以外で名義者が理事の場合専決
他機関からの照会、依頼等に対する回答	1. 重要なもの					○		理事長	専決
	2. 上記以外のもの				○			他機関の求めによる	一部専決
他機関との協定・覚書							○	理事長	

規程、規則、細則及び達の制定及び改廃						○	—	
部門長達、センター長達の制定及び改廃				○			—	
各室における内規（要領等）の制定及び改廃		○					—	
会議、行事、式典、シンポジウム等の開催決定	1. 重要なもの				○		—	
	2. 上記以外のもの			○			—	
研究者及び技術者の養成及び資質の向上を図ることを目的とした講習会等のうち、受講者から受講料を徴収する講習会等の開催の決定					○		—	
企業等との会員制連携における会員資格の得失等に関する事項				○			センター長又は部門長	
公益法人等への会費支出	1. 機構名義での会費支出					○	—	
	2. 役員の個人名義での会費支出					○	—	
	3. フェロー、マイスター、審議役、センター長、部門長等の個人名義での会費支出				○		—	

	4. 上記以外の者の個人名義での会費支出				○			—	
規程等、部門長達等に定める報告事項		規程等、部門長達等に定める各種の報告を受ける者						—	
研究成果発表の許可	1. 役員の発表						○	—	
	2. フェロー、マイスター、審議役、センター長、部門長の発表					○		—	
	3. センター及び部門に属する拠点等の長、副センター長、分野長、プラットフォーム長、グループリーダー、チームリーダー（分野に分野長の配置があるグループ及びチームを除く）の発表				○			—	

	4. 副プラットフォーム長、分野に分野長の配置があるグループリーダー及びチームリーダー、ユニットリーダー			○				—	
	5. グループ、ユニット、チームの職員の発表		○					—	職員とは、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員をいう。
	6. 上記以外の者の発表	直近上位の職位の者を決裁権者とする						—	
プレスリリース申請許可						○		理事長	専決
職員の サービス一般（休暇の申請、勤務時間の申	1. 役員						○	—	
	2. フェロー、マイスター、審議役、センター長、部門長					○		—	

告、在宅勤務申請、時間外勤務命令、勤務時間報告、休日の振替、欠勤届)	3. センター及び部門に属する拠点等の長、副センター長、分野長、プラットフォーム長、グループリーダー、チームリーダー（分野に分野長の配置があるグループ及びチームを除く）				○			—	
	4. 副プラットフォーム長、分野に分野長の配置があるグループリーダー及びチームリーダー、ユニットリーダー			○				—	
	5. グループ、ユニット、チームの職員		○					—	職員とは、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員をいう。
	6. グループに併任される独立研究者		○					—	
	7. 室長				○			—	

	8. 室の職員	○						—	職員とは、定年制職員、キャリア形成職員、任期制職員をいう。
	9. 上記以外の者	直近上位の職位の者を決裁権者とする						—	
外部からの職員派遣 依頼に対する回答					○			外部からの依頼書の名義による	
外部に対する講演・出張の依頼	1. 機構として依頼する場合					○		理事長又は理事	一部専決
	2. それ以外の場合				○			センター長、部門長	
旅行命令、出張報告書、外勤命令		旅行命令権者を決裁権者とする						—	
外国人研究者等の招聘	1. 招聘状の発行				○			受入研究者	
	2. 受入内協議書の発行				○			受入研究者	
	3. 受入理由書・身元保証書の発行				○			理事長	
情報公開・個人情報保護	1. 開示決定等						○	理事長	
	2. 期限の延長及び特例の適用						○	理事長	

	3. 第三者 に対する 意見の照 会						○	理事長	
	4. 事案の 移送						○	理事長	
	5. 開示の 実施						○	理事長	
	6. 手数料 の減額又 は免除						○	理事長	
委員会 等の外 部委員 の委嘱 及び任 期途中 での解 嘱	1. 規程、 規則、細 則及び達 に定め のある委員 の委嘱及 び解嘱						○	理事長	
	2. 部門長 達、セン ター長達 及び室長 達に定め のある委員 の委嘱及 び解嘱				○			センタ ー長、 部門 長、室 長	
委員会等の委員長の 指名及び任期途中での 解除							○	理事長	これによら ない場合固 有権限に定 めることと する
委員会 等の委員 の指名 及び任 期途中 での解 除	1. 規程、 規則、細 則及び達 に定め のある委員 の指名及 び解除					○		規程等 による	名義者が理 事長の場合 専決

	2. 部門長 達、セン ター長達 及び室長 達に定め のある委 員の指名 及び解除				○			センタ ー長、 部門 長、室 長	
生物系 実験・ 研究の 実験者 登録、 計画書 の承認 等	遺伝子組 換え実験 者登録	各地区遺伝子組換え実験管理者						—	
	遺伝子組 換え実験 計画の承 認	各地区遺伝子組換え実験総括責任者						—	
	遺伝子組 換え実験 終了報告	各地区遺伝子組換え実験総括責任者						—	
	組換え体 を含む材 料の搬 入・搬出	各地区遺伝子組換え実験総括責任者						—	
	微生物実 験者登録	各地区微生物実験管理者						—	
	微生物実 験計画の 承認	各地区微生物実験総括責任者						—	
	微生物実 験終了報 告	各地区微生物実験総括責任者						—	
	動物実験 従事者・ 飼育技術 者登録	実験動物管理者						—	
	動物実験 計画の承 認						○	総括責 任者	
	動物実験 終了報告						○	総括責 任者	

	人を対象とする研究に係る研究実施者の登録	人を対象とする研究に係る統括研究管理者						—	
	人を対象とする研究の実施の承認						○	総括責任者	
外部共同利用研究機関等への利用申請					○			他機関の求めによる	名義者が理事長及び理事の場合専決
情報セキュリティ管理者の指名		情報セキュリティ責任者						情報セキュリティ責任者	
情報セキュリティ担当者の指名		情報セキュリティ管理者						情報セキュリティ管理者	
個人情報保護担当者		個人情報保護管理者						個人情報保護管理者	
予算実施請求（配算体に係る予算の執行及び管理）		配算体管理者を決裁権者とする						—	
共用設備等の指定等						○			
（注１）センター長、部門長とは、各研究センター、技術開発・共用部門、外部連携部門、国際・広報部門、人事・総務部門、安全・施設管理部門、財務部門及び情報基盤統括部門の長をいう。ただし、各研究センター及び技術開発・共用部門においては、センター長及び部門長の決裁権限を副センター長、副部門長、当該センター及び技術開発・共用部門に属する拠点等の長（代表研究者、代表）、分野長、プラットフォーム長、代表研究者補佐、副代表、拠点マネージャー又は企画マネージャーに委譲することができる（決裁権限を委譲される本人に係るものを除く）。 （注２）部門においては、部門長の権限を参事役に委譲することができる（参事役本人に係るものを除く）。別表第２において同じ。									

別表第２ 固有権限
経営企画室

決裁事項		決裁権者			名義者	備考
		室長等	理事	理事長		
経営企画	中長期計画の作成及び変更			○	理事長	
	年度計画の作成及び変更			○	理事長	
	概算要求			○	理事長	
	予算の繰越			○	—	
	事業報告書の提出			○	理事長	
	業務実績等報告書の提出			○	理事長	

法務・コンプライアンス室

決裁事項		決裁権者			名義者	備考
		室長等	理事	理事長		
法規	登記・登録に関する事項		○			

エネルギー・環境材料研究センター

決裁事項		決裁権者					名義者	備考
		室長等	プラットフォーム長	センター長	理事	理事長		
蓄電池基盤プラットフォームの利用受入に関する事項			○				—	専決

磁性・スピントロニクス材料研究センター

決裁事項	決裁権者					名義者	備考
	室長等	グループリーダー	代表研究者	理事	理事長		
データ創出・活用型磁性材料研究拠点 DXMag アドバイザー及び DXMag 主任研究者の委嘱及び任期途中の解嘱			○			理事長	専決

ナノアーキテクトニクス材料研究センター

決裁事項	決裁権者					名義者	備考
	室長等	グループリーダー	センター長	理事	理事長		
在外研究員派遣者決定・派遣通知（ナノアーキテクトニクス材料研究センターにおける派遣手続きに限る。）			○			センター長	

技術開発・共用部門

決裁事項			決裁権者					名義者	備考
			室長等	プラットフォーム長、代表	部門長	理事	理事長		
プラットフォーム等の利用・共用等に関する事項	各プラットフォームに共通する事項及びその他重要な事項				○			部門長	
	共用設備等の外部への共用に関する事項	マテリアル先端リサーチインフラセンターハブに属する共用設備等		○				—	
		上記以外の共用設備等			○			部門長	
	上記以外のもの			○				プラットフォーム長	
科学情報	図書資料の管理（返却、収集、提供、整備、処分）			○				分任財産管理役（材料データプラットフォーム長）	
	定期検査の報告						○	理事長	
マテリアル先端リサーチインフラの利用受入に関する事項				○				—	
クリープ試験等約款に基づくクリープ試験申込の受入に関する事項					○			部門長	

材料数値シミュレータ利用委員会委員長の指名及び任期途中での解除				○			部門長	
材料データプラットフォームシステムの利用受入に関する事項	材料データプラットフォームシステムに共通する事項及びその他重要な事項			○			—	
	上記以外のもの		○				—	

外部連携部門

決裁事項			決裁権者				名義者	備考
			室長等	部門長	理事	理事長		
知的財産	知的財産権等の出願、登録、維持及び管理に関する事項 (次欄に掲げるものを除く)			○			理事長	専決
	知的財産権等の出願、登録、維持及び管理に係る通知、申請、報告等		○				理事長又は外部連携部門長	専決
	職務発明等の認定、承継等に関する事項			○			理事長	専決
	職務発明等の補償金に関する事項			○			外部連携部門長	
企業連携	知的財産権の実施許諾契約及び実施許諾に係る業務委託契約				○		契約担当役 (外部連携部門長)	第6条により、上位の職にある者の決裁
	知的財産権の実施料の報告に関する事項	1. 実施料の収入	○				企業連携室長	
		2. 実施料の分配	○				外部連携部門長	専決
	知的財産権の出願に係る共同出願契約 (次欄に掲げるものを除く。)			○			外部連携部門長	
	知的財産権の出願に係る共同出願契約 (優先実施権の付与等に係る対価が発生するものに限る。)			○			契約担当役 (外部連携部門長)	

	共同研究 契約(資 金受領型 及び資金 拠出型共 同研究契 約を除 く。)	民間企業			○		外部連 携部門 長	第6条によ り、上位の 職にある者 の決裁
		上記以外	○				外部連 携部門 長	専決
	収入の原因となる契 約(資金受領型共同研 究契約に限る。)				○		契約担 当役 (外 部連携 部門 長)	第6条によ り、上位の 職にある者 の決裁
	収入の原因となる契 約(技術相談等の業務 に限る。)			○			契約担 当役 (外 部連携 部門 長)	
	支出の原因となる契 約(資金拠出型共同 研究契約に限る。)			○			契約担 当役 (外 部連携 部門 長)	
	上記以外の研究連携 に係る契約(秘密保持 契約、覚書等)			○			外部連 携部門 長	
	企業連携 センター 等の設置 に係る契 約	1. 新規契 約				○	理事長	
		2. 更新			○		外部連 携部門 長	第6条によ り、上位の 職にある者 の決裁
		3. 上記以 外のもの		○			外部連 携部門 長	

	収入又は支出の原因となる契約に係る事務文書（額の確定通知、実績報告書等）（他の所掌に属するものは除く）		○				契約担当役（外部連携部門長）	専決
	研究開発税制に係る共同研究費の額の認定に関する事項		○				理事長	専決
	寄付金等の受け入れ及び要請に係る事項			○			理事長	専決
スタートアップ支援	NIMS ベンチャーへの援助対象の決定又は取消					○	理事長	
	出資業務に関する事項	出資の相手方の選定及び追加出資の決定				○	理事長	
		議決権の行使				○	理事長	
		株式等の処分				○	理事長	
		出資契約・株主間契約等				○	契約担当役（外部連携部門長）	第6条により、上位の職にある者の決裁

国際・広報部門

決裁事項			決裁権者				名義者	備考
			室長等	部門長	理事	理事長		
連携推進	NIMS Award 受賞者の決定					○	理事長	
	機関間 MOU の締結に係る事項	1. 新規締結				○	理事長	
		2. 更新			○		理事長	専決
	センター・部門単位での MOU の締結に係る事項			○			センター長 部門長	
	連携大学院協定の締結に係る事項	1. 新規締結				○	理事長	
		2. 更新			○		理事長	専決
	学術連携センターの設置に係る契約	1. 新規契約				○	理事長	
		2. 更新			○		国際・広報部門長	第6条により上位の職にある者の決裁
		3. 上記以外		○			国際・広報部門長	
	上記以外の学術連携に係る契約（各種取決め、覚書等。他の所掌に属するものを除く。）			○			他機関の求めによる	
大学院	NIMS ジュニア研究員採用最終候補者の決定について（NIMS 連携大学院に所属する者に限る）					○	—	
	国際連携大学院協定に基づき受け入れる大学院生及び受入研究者の最終候補者の決定について			○			—	
広報	模型、映像等の貸出等協力依頼に対する回答		○				理事長	専決

	共催等名義使用許可			○		理事長	専決
--	-----------	--	--	---	--	-----	----

人事・総務部門

決裁事項			決裁権者				名義者	備考
			室長等	部門長	理事	理事長		
人事	定年制職員及びキャリア形成職員の人事	1. 採用				○	理事長	
		2. 異動				○	理事長	
		3. 休職及び復職				○	理事長	
		4. 退職（辞職及び解雇を含む。）				○	理事長	
		5. 休業・就業規則				○	理事長	
		6. 昇給				○	理事長	
		7. 昇格、降格				○	理事長	
		8. 懲戒・矯正措置				○	理事長	
		9. 賞与				○	理事長	
	任期制職員等の人事	1. 採用、更新、変更				○	理事長	
		2. 退職	○				理事長	専決
		3. 解雇				○	理事長	
		4. 休業・就業規則				○	理事長	
		5. 懲戒・矯正措置				○	理事長	
	業務命令通知書	1. 処分、措置、命令等				○	理事長	
		2. 上記以外のもの			○		理事	

	客員研究者等の受入れ及び許可	1. 経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている組織に所属する者				○	理事長	
		2. 上記以外のもの	○				理事長	専決
	アドバイザー等の委嘱					○	理事長	
	名誉顧問の委嘱					○	理事長	
	叙勲・表彰等に関する推薦				○		理事長	専決
	職員の兼業	1. フェロー、マイスター、審議役、センター長、部門長				○	理事長	
		2. 上記以外の職員			○		理事長	専決
	就業規則に基づく講演等の許可			○			理事長	一部専決 一部第6条により上位の職にあるものの決裁
	委員委嘱依頼等（短期の研究の指導等を含む）への回答	1. 経済産業省の定める外国ユーザーリストに掲載されている組織からのもの				○	理事長	
		2. 上記以外のもの		○			理事長	専決

	給与・退職金に関する基本的事項				○	—	
	人事関係諸届	○				—	
	人事関係諸証明	○				室長又は理事長	法令の要請により機関長の証明が必要な場合の名義者は理事長
	職員研修		○			—	
給与	給与関係諸届	○				—	
	税法に基づく行政機関への報告、届出、各種調査		○			理事長	専決
	退職時の給与残額の請求		○			理事長	専決
厚生	健康管理に関すること		○			—	
	公務員宿舎に関すること	○				室長等	
	食堂の運営・契約に関すること	○				理事長	専決
	厚生施設・用品の管理運用	○				室長等	
	社会保険関係諸手続き	○				理事長	専決
	福利厚生委員会委員及び委員長の指名		○			センター長、部門長	
	福利厚生委員会委員会の開催、委員長代理、専門委員の指名	○				委員長（委員の中から人事・総務部門長が指名した者）	専決

共済	共済組合関係諸手続き、諸証明	1. 被扶養者申告書等		○			支部長（理事長）	専決
		2. 資格喪失証明等	○				支部長（理事長）	専決
労務	行政機関への報告、届出、各種調査	1. 機構に対する勧告、指導に関する事項			○		理事長	専決
		2. 定期的な報告等	○				理事長	専決
	災害補償					○	理事長	
	事故・災害の措置				○		理事長	専決
	労働協約、労使協定書の締結				○		理事長	専決
	労働条件・服務基準の策定				○		—	
人材	団体交渉					○	理事長	
	在外研究員への派遣通知（他の所掌に属するものを除く。）		○				理事長	専決
総務	人材紹介に関する業務委託契約				○		理事長	専決
	自動車の運行管理に関すること		○				総務室長	
	倫理規程に基づく講演等の承認			○			倫理監督者（人事・総務部門長）	
総務	倫理規程に定める禁止行為の例外に関する相談の報告書			○			—	

	利害関係者と共に飲食をする場合の届出		○			—	
	贈与等の報告				○	—	
	会議費の支出負担	1. 理事長又はその代理が出席する場合			○	—	
		2. 上記以外の場合	○			—	
	ロゴマーク使用許可		○			人事・総務部門長	
理事会議	代理議長の指名				○	理事長	
	議決事項の決裁				○	理事長	
	会議省略の決裁				○	理事長	
文書	公印作成の申請		○			—	
	公印の返納及び廃棄		○			—	
	法人文書の公文書館等への移管				○	総括文書管理者（人事・総務部門担当理事）	
	法人文書ファイル管理簿の公表、法人文書ファイルの廃棄、延長、延長の報告、点検・報告、紛失及び誤廃棄、管理状況の報告				○	—	
	電子証明書の取得申請、更新、休止、再開、廃止、事故・危殆化の報告、法務局への発行申請		○			—	

安全・施設管理部門

決裁事項			決裁権者				名義者	備考
			室長等	部門長	理事	理事長		
安全	安全教育に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合専決
		2. 上記以外のもの		○				
	放射線等に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合専決
		2. 放射線業務従事者登録及び他機関で放射線業務に従事するための登録	○					
		3. 上記以外のもの		○				
	高圧ガス等に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合専決
		2. 上記以外のもの		○				
	計量管理に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合専決
		2. 上記以外のもの		○				

	危険物 管理に 関する 事項	1. 重要 なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合 専決
		2. 上記 以外のもの		○				
	防火・ 防災計画に 関する事項	1. 重要 なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合 専決
		2. 上記 以外のもの		○				
	安全、防災に係る 法令に基づく承認 申請、報告及び届 出等			○			発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	
施設	施設整備費補助金 の交付申請等に関する手続き				○		理事長	専決
	施設整備費補助金 の経理事務に関する手続き				○		理事長	専決
	建物、 施設・ 設備等の 営繕・維持 管理に関する 事項	1. 重要 なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合 専決
		2. 上記 以外のもの		○				
	電力、 上下水、燃	1. 重要 なもの			○		発出する文書がある	名義者が理事長の場合 専決

	料等の需給に関する事項	2. 上記以外のもの		○			場合は、他機関の求め等による	
	廃棄物に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合 専決
		2. 上記以外のもの		○				
	環境配慮促進に関する事項	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合 専決
		2. 上記以外のもの		○				
	研究スペースに関する事項	1. 重要なもの				○	発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	
		2. 上記以外のもの		○				

財務部門

決裁事項		決裁権者				名義者	備考
		室長等	部門長	理事	理事長		
財務	財務諸表等の提出				○	理事長	
	積立金処分の申請				○	理事長	
	決算公告に関する事項		○			理事長	専決
	計算証明の提出			○		財務部門長	
	科目残高の証明		○			出納役 (財務部門長)	専決
	公租公課申告			○		理事長	専決
	税務関係諸届		○			理事長	専決
	会計監査人選任名簿の提出				○	理事長	
出納	金銭の収納、支払、記録、照合		○			出納役 (財務部門長)	専決
	仕訳伝票の承認		○			—	
	資金の運用			○		出納役 (財務部門長)	
	資金の調達（借入金等）				○	理事長	
	取引銀行の指定			○		理事長	専決
資産	棚卸資産の処理			○		財務部門長	
	不動産の貸付、譲渡、廃棄	1. 土地、建物			○	財産管理役（財務部門長）	第6条により、上位の職にある者の決裁
		2. 上記以外のもの		○		財産管理役（財務部門長）	

	上記以外の不動産の管理			○			財産管理 役（財務 部門長）	
	物品の貸付、譲渡、廃棄			○			財産管理 役（財務 部門長）	
	上記以外の物品の管理			○			財産管理 役（財務 部門長）	
契約	支出の 原因と なる契 約（委 託研究 契約を 除く。） に係る 発注、 予定価 格の設 定その 他の契 約の締 結に関 する行 為	1. 1 億円以上				○	契約担当 役（財務部 門長）	第 6 条に より、上 位の職に ある者の 決裁
		2. 500 万円以上 1 億 円未満		○			契約担当 役（財務部 門長）	
		3. 500 万円未満	○				契約担当 役（財務部 門長）	専決
		4. 会計担 当者の職 位及び所 管する事 務の範囲 等を定め る細則に 定める分 任契約担 当役の事 務	(1) 発注の 承認	○			分任契約 担当役	専決
			(2) 上記以 外のもの	分任契約担当役			分任契約 担当役	
	支出の原因となる契 約（委託研究契約を 除く。）に係る公告 又は公示		1. 500 万 円以上		○		契約担当 役（財務部 門長）	
			2. 500 万 円未満	○			契約担当 役（財務部 門長）	専決
	収入の原因となる契 約（受託研究契約、 資金受領型共同研究		1. 500 万 円以上		○		契約担当 役（財務部 門長）	

	及び技術相談等の業務を除く。)に係る 予定価格の設定その他の契約の締結に関する行為及び公告	2. 500 万円未満	○				契約担当 役(財務部 門長)	専決
	契約事務細則に基づく最低価格 入札者を契約の相手方としない ことの承認					○	理事長	
	契約に係る取引停止等の措置要 領に基づく業者への取引停止等 の通知					○	契約担当 役(財務部 門長)	第6条に より、上 位の職に ある者の 決裁
	上記以外の契約(委託研究契約、 受託研究契約を除く。)に係る 通知、申請、報告等		○				契約担当 役(財務部 門長)	
競争 的資 金	補助金の交付申請 等、委託・受託研究 契約に関する手続き (他の所掌に属する ものを除く。)	1. 重要な もの				○	理事長	一部専決 一部第6 条により 上位の職 にあるも のの決裁
		2. 上記以 外のもの		○			理事長	一部専決 一部第6 条により 上位の職 にあるも のの決裁
	補助金、委託・受託 研究、助成金若しくはそれに準ずる資金 の経理事務に関する 手続き(他の所掌に 属するものを除 く。)	1. 重要な もの				○	—	一部専決 一部第6 条により 上位の職 にあるも のの決裁
		2. 上記以 外のもの		○			—	一部専決 一部第6 条により 上位の職 にあるも のの決裁

	競争的資金等外部資金の応募	1. 重要なもの			○		理事長	一部専決 一部第6条により 上位の職にあるもの の決裁
		2. 上記以外のもの		○			理事長	一部専決 一部第6条により 上位の職にあるもの の決裁
	補助金、委託・受託研究、助成金若しくはそれに準ずる資金に係る事務のうち、上記以外の業務		○					

情報基盤統括部門

決裁事項			決裁権者				名義者	備考
			室長等	部門長	理事	理事長		
情報化推進・基盤	機構 LAN システム及び機構全体に関わる情報システムのセキュリティにかかる整備、運用、管理	1. 重要なもの			○		発出する文書がある場合は、他機関の求め等による	名義者が理事長の場合専決
		2. 上記以外のもの		○				
情報セキュリティ	最高情報セキュリティアドバイザーの指名又は委嘱					○	最高情報セキュリティ責任者（情報基盤統括部門担当理事）	第6条により、上位の職にある者の決裁
	C S I R T 責任者の指名				○		最高情報セキュリティ責任者（情報基盤統括部門担当理事）	
	C S I R T 担当者の指名		○				C S I R T 責任者（C I S O が指名する者）	
	情報セキュリティ監査責任者の指名				○		最高情報セキュリティ責任者（情報基盤統括部門担当理事）	